

## 対策土受入地モニタリング結果についてよくあるご質問

Q 「地下水」「河川水」「表流水」とは、具体的にはどのような箇所で採水しているか。

答) それぞれの定義は下記の通りです。

「地下水」 モニタリング用に設置した観測孔で採水した試料

「河川水」 近傍の沢、河川で採水した試料

上流側と下流側でそれぞれ採水し、試験を行います。上流側では対策土の影響を受けないため、下流側との比較参考の目的で実施します。

「表流水」 受入地及び、その近傍の地表面において、沢などの水の流れがある箇所で採水した試料

Q 対策土受入地の場所は公表しないのか。

答) 対策土受入地の場所が特定されると、地権者のみならず、周辺住民や隣接地権者への風評被害等の影響も想定されるため、国道や新幹線ルートなどの対策土受入地の場所を特定できる情報の公表は考えておりません。

Q 「地下水」のモニタリングを実施していない箇所、「河川水」のモニタリングを実施していない箇所、「表流水」のモニタリングを実施していない箇所があるのはなぜか。

答) 原地盤に基盤岩が分布しており、盛土からの滲出水が原地盤へ浸透しない受入地では、対策工として、対策土を粘性土等の難透水層で被覆することにより、雨水等の浸透を抑制する「浸透抑制工」を採用しています。このように、「浸透抑制工」を採用した受入地では、「地下水」のモニタリングはしておりません。(例：八雲町の黒岩地区受入地)

また、受入地周辺に河川がない箇所では、「河川水」のモニタリングはしておらず、受入地の地表面にて、常時水の流れる箇所がない場合には「表流水」のモニタリングはしておりません。

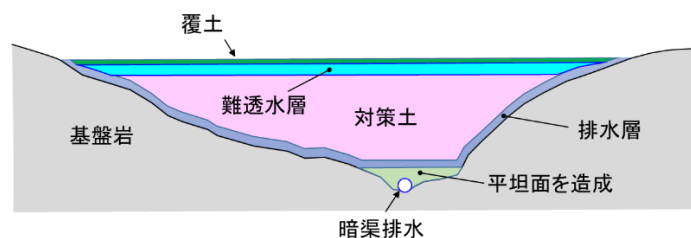


図 浸透抑制工の概要図

Q 受入地毎にモニタリングしている重金属等の項目が異なるのはなぜか。

答) 受入地毎に、予定も含め搬入する対策土に含まれる自然由来重金属等が異なるため、モニタリングする重金属等の項目が異なっています。今後、トンネル施工中の調査によって新たな重金属等が確認されれば、適宜項目の見直しを行います。

Q 公表されている資料のデータで、健康に影響がないこと等がいえるのか。

答) データ中にある環境基準は、長期にわたり地下水や土を口にしたとしても健康被害が生じない値として環境省により設定されています。

適切に管理を行えば健康に影響がないことなど、自然由来重金属等についての正しい情報や、受入地で実施する対策工の安全性などについては、機構のホームページに資料を掲載しています。また、YouTube で情報発信しています。

Q データの中に原地盤が地下水基準を超過する箇所がある。

これらの箇所では、超過の原因が、元々の原地盤によるものか、対策土の受け入れによるものか、わからないのではないか。

答) 北海道には、自然由来の重金属等を含む土壌が広く分布することが知られています。そのため、受入地によっては、原地盤の地下水が環境基準を超過している箇所もあります。

なお、原地盤が地下水基準を超過する箇所では、事前調査の値からの変動を確認することになります。

Q データの中に対策土搬入開始後に地下水基準を超過する箇所がある。

これらの原因は何か。

答) 地下水モニタリング結果が基準値を超える箇所については、各受け入れ地の資料に原因の考察を掲載しております。

受入地やモニタリング項目ごとに原因は異なりますが、対策土盛土を行っていない土地でも、人為由来・自然由来の要因により重金属等が基準値を超過することがあります。

Q 定量下限値とは何か。

答) 「定量下限値」とは、正確に測定できる最小値であり、例えばヒ素では 0.001mg/L です。

Q 受入地のモニタリングおよび公表は、いつまで実施するのか。

答) モニタリングについては、「建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル（2023 年版）（以下、国交省マニュアルと記載する）」に基づき、土地所有者と協議の上、施工完了後においてもモニタリングを実施する期間を設定しています。

国交省マニュアルにおいて、施工確認モニタリングについては、期間中（施工後、最低でも2年間以上）にあらかじめ定めた対応目標を満足しない兆候が認められない場合には、モニタリングを終了することとなり、当機構においても施工完了後のモニタリング期間については2年以上を目安としております。施工完了後、2年以上の基準超過やその傾向等が確認されなかった箇所においては、モニタリングおよび公表を終了します。